リース資産の計上誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| パスポートセンター | 下記の賃貸借契約について、ファイナンス・リース取引におけるリース資産に該当する場合は固定資産として計上しなければならないが計上していなかった。  また、リース資産の計上に伴い必要となる公有財産台帳への登載もされていなかった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 1 | 借入件名 | 住民基本台帳ネットワークシステム端末機等の賃貸借 | | 借入金額 | 15,163,200円 | | 借入期間 | 令和元年６月１日から  令和６年５月31日まで | | 2 | 借入件名 | 旅券申請受付窓口案内システムの賃貸借 | | 借入金額 | 8,199,144円 | | 借入期間 | 令和元年６月１日から  令和６年５月31日まで | | 3 | 借入件名 | 大阪府パスポートセンターデジタル電話交換機の賃貸借 | | 借入金額 | 4,257,000円 | | 借入期間 | 令和２年６月１日から  令和７年５月31日まで | | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府財務諸表作成基準等に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【大阪府財務諸表作成基準】  （固定資産の分類及び計上）  第15条　固定資産の計上は次のとおりとする。  (5）リース資産  　 ファイナンス・リース取引（重要性の乏しいものを除く。）におけるリース資産を計上する。  【大阪府財務諸表作成基準の注解】  第15条　第５号関係  (1) ファイナンス・リース取引は、複数年の賃貸借  　契約を締結するもののうち、法第214条に規定する  　債務負担行為を設定するもの等、リース期間とリ  　ース料を設定し、かつ、実質的に中途解約を禁止  　した契約をいう。  (2) 重要性の乏しいものとは、リース期間が１年以  　内のリース取引又はリース契約１件あたりのリー  　ス料総額（維持管理費相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる）が300万円以下のリース取引をいう。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （その他の資産）  第20条　財産以外で作成基準に規定する次の各号に掲げる資産については、部局長等がそれぞれ、システムを利用して管理するものとする。また、その取得・管理・処分については、別に定めがある場合を除き、部局長等がそれぞれ、以下の方法により取り扱うものとする。  (1) リース資産  ア 作成基準第15条第５号に規定する固定資産をいう。 | | ファイナンス・リース取引におけるリース資産に該当する賃貸借契約３件について、令和４年度からの公有財産登録とするため、令和５年３月23日に公有財産台帳への登載を行った。  　また、この登録と同時に、これら契約３件は、リース資産に係る取得額等の仕訳が、データ連携により財務会計システムに記録され、新公会計上、固定資産として計上されたことを確認した。  　今後は、大阪府財務諸表作成基準等に基づき、適正な事務処理を行うこととする。 |

監査（検査）実施年月日（事務局：令和４年10月24日）